

心豊かな教育と文化のまち

# 吉岡町教育振興基本計画 (第2期)



平成29年3月

吉 岡 町

吉岡町教育委員会

## 目 次

|     |           |    |
|-----|-----------|----|
| I   | はじめに      | 2  |
| II  | 基本理念      | 2  |
| III | 基本方針      | 2  |
| IV  | 基本計画      | 3  |
| 1   | 幼児教育      | 3  |
| 2   | 学校教育      | 5  |
| 3   | 青少年活動     | 8  |
| 4   | 生涯学習・社会教育 | 10 |
| 5   | 文化・スポーツ   | 12 |
| VI  | 点検評価      | 14 |

## 資料編

|     |                |    |
|-----|----------------|----|
| I   | 吉岡町立小中学校の概要    | 15 |
| II  | 吉岡町学校給食センターの概要 | 16 |
| III | 吉岡町文化センターの概要   | 16 |
| IV  | 吉岡町社会体育施設一覧    | 17 |
| V   | 群馬県指定文化財       | 17 |
| VI  | 吉岡町指定文化財       | 18 |
| VII | 吉岡町教育関係機関・団体等  | 19 |

## I. はじめに

平成18年12月、教育基本法が約60年ぶりに改正され、日本の教育に関する根本的・基礎的な法律である教育基本法の目的は、「人格の完成を目指し平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とし、また教育行政において地方公共団体は、「教育が円滑かつ継続的に実施されるよう地域の実情に応じ、教育振興基本計画を定めるよう努めなければならない」と規定されました。吉岡町教育委員会では、国と県の教育振興基本計画を踏まえ、本町の教育振興施策を総合的かつ計画的に推進するために第5次吉岡町総合計画を基本とした第1期吉岡町教育振興基本計画（平成24年度から平成28年度）を策定しました。

第1期吉岡町教育振興基本計画が平成28年度に終了することから第2期吉岡町教育振興基本計画を策定し、教育振興施策を計画的に推進します。なお、本計画は、平成29年度から平成33年度の5年間で実施するものとします。

## II. 基本理念

吉岡町教育委員会では、今後目指すべき教育の姿として、第5次吉岡町総合計画で掲げた「心豊かな教育と文化のまち」を基本理念に掲げ、以下の基本方針により施策を推進していきます。

## III. 基本方針

- 優れた知性と豊かな人間性を身に付け、国際社会に生きる日本人としての自覚をもった、心身ともにたくましい人材を育成します。
- 町民一人ひとりが、生涯を通じて、自らの個性や能力を生かして、いきいきとした人生を築くための学習活動に取り組むことができる環境づくりを進めます。

上記の2点を基本方針とし、次の5つの領域で施策を実施します。

- 1 幼児教育
- 2 学校教育
- 3 青少年活動
- 4 生涯学習・社会教育
- 5 文化・スポーツ

上記の5つの領域に

- (1) 家庭・地域の幼児教育の充実
- (2) 幼児教育内容の充実と幼保小中連携の強化
- (3) 学校教育環境の整備
- (4) 確かな学力の定着を図る学校教育の推進
- (5) 豊かな心と健やかな身体を培う教育の推進
- (6) 青少年の自立支援

- (7) 青少年健全育成の推進
- (8) 地域社会の変化に対応する生涯学習・社会教育の推進
- (9) 生涯学習推進体制の整備
- (10) 人権教育の推進
- (11) 伝統文化の保護と活用
- (12) 芸術・文化の振興
- (13) 生涯スポーツの振興

以上の13の主要施策を重点項目として設定いたしました。さらに5つの領域には保護者の取り組みや町民の取り組みについても掲げました。

### 基本計画

| 基本方針  | 領域          | 重点項目   |
|---|-------------|--|
| ○優れた知性と豊かな人間性を身に付け、国際社会に生きる日本人としての自覚をもった、心身ともにたくましい人材を育成する。             | 1 幼児教育      | (1) 家庭・地域の幼児教育の充実<br>(2) 幼児教育内容の充実と幼保小中連携の強化                       |
|   | 2 学校教育      | (1) 学校教育環境の整備<br>(2) 確かな学力の定着を図る学校教育の推進<br>(3) 豊かな心と健やかな身体を培う教育の推進 |
| ○町民一人ひとりが、生涯を通じて、自らの個性や能力を生かして、いきいきとした人生を築くための学習活動に取り組むことができる環境づくりを進める。 | 3 青少年活動     | (1) 青少年の自立支援<br>(2) 青少年健全育成の推進                                     |
|   | 4 生涯学習・社会教育 | (1) 地域社会の変化に対応する生涯学習・社会教育の推進<br>(2) 生涯学習推進体制の整備<br>(3) 人権教育の推進     |
|   | 5 文化・スポーツ   | (1) 伝統文化の保護と活用<br>(2) 芸術・文化の振興<br>(3) 生涯スポーツの振興                    |

## 1 幼児教育

### 《現況と課題》

保育所や認定子ども園が整備され、幼児教育の充実が図られる一方、核家族化などにより、子ども同士の集団遊びや自然体験、地域社会の多様な人々とふれあう機会などが減少してきています。

本町では、私立の認定こども園駒寄幼稚園（園児数 123 人、平成 28 年 4 月現在。以下同）と第 1～第 5 保育所（672 人）において、基礎的生活習慣や集団生活の基礎を培い、豊かな心を育む幼児教育を行っています。

今後は、認定こども園と保育所、小学校、中学校の連携の強化などが課題です。

### 《基本目標》

子どもたちが基本的な生活習慣や人間性、社会性を身につけ、豊かな幼児期を過ごせるよう、幼児教育の充実をめざすとともに、幼保小中の連携強化を図ります。

### 《主要施策》

#### （1） 家庭・地域の幼児教育の充実

##### ① 保護者への学習機会の提供

保護者に対し、人間形成の基礎を培う幼児期の教育の重要性と教育方法についての学習機会の充実を図ります。

##### ② 遊びや体験機会の充実

家庭や地域において、早寝早起き朝ごはん等の生活習慣や、子どもの集団遊びや様々な体験活動、世代間交流の機会などの充実を図り、基本的な生活習慣や楽しく体を動かす習慣、子どもの社会性や学ぶ意欲の基礎などを養います。

#### （2） 幼児教育内容の充実と幼保小中連携の強化

##### ① 幼児教育内容の充実

豊かな人間性と社会性を育むため、保育所や認定こども園における幼児教育の充実を促進します。

##### ② 幼保小中連携の強化

幼児が学校教育にスムーズに適応できるよう、保育所・認定こども園、小学校と中学校の適切な連携を図ります。

### 《住民活動》

#### 〔1〕 町民の取組

##### ア 安全・安心な地域づくり

子どもの交通事故や子どもに対する犯罪の防止に向けて、遊び場の見守り体制づくりに取り組めます。

##### イ 地域の遊び場づくりと維持・管理

町長部局・保護者と連携し、地域で幼児が遊べる場や機会を増やすとともに、維持・管理に努めます。

## 2 学校教育

### 《現況と課題》

学級編制基準や学校施設・設備などの教育条件の改善・充実が図られる中で、子どもが自然体験や多様な地域活動などを通して生きる力を高めることや、社会経済情勢の変化に対応した職業感をふまえて進路選択することなどが一層求められています。

本町の学校教育は、明治小学校（584人、平成28年5月現在。以下同）・駒寄小学校（807人）と吉岡中学校（688人）で、安全安心な学校づくりや教育機器など施設・設備の充実を図りながら、確かな学力を身に付け、豊かな心と健やかな身体を培い、生きる力を育む教育を推進しています。また、吉岡町学校給食センターでは学校と連携して食育の充実を図っています。

今後も、国際化・高度情報化の進展や本町の児童・生徒数の動向を踏まえ、学校や学校給食センターの施設・設備の長寿命化など教育環境の整備を図ります。また、学校・家庭・地域社会の連携や幼児教育・学校教育の連携を一層推進するとともに、体験的学習の充実や防災・防犯対策の強化などに努めます。

### 《基本目標》

児童・生徒が生涯にわたって自ら学ぶ意欲・態度を身に付けられるよう、基礎的・基本的な知識や技能を習得し、それを活用して自ら課題を解決する力を育む学校教育の充実をめざします。

### 《主要施策》

#### （1） 学校教育環境の整備

##### ① 学校施設などの整備

児童・生徒数の動向を踏まえて学校施設などの増改築や維持補修に努めます。また、学校給食センターの施設・設備の長寿命化や食器類の更新を進め、安全安心な学校給食を提供します。

##### ② 情報機器・学校図書館資料の整備・充実

高度情報化の進展にともない、情報機器は急速に進歩しており、学校教育における情報教育の実情を踏まえて、計画的に情報機器の整備・更新を進めます。

また、各学校では、読書活動が推進された結果、学校図書館利用が増加しており、更に学校図書館資料の充実を図ります。

#### （2） 確かな学力の定着を図る学校教育の推進

##### ① 少人数授業の実施

少人数授業やチームティーチングなど「きめ細かな指導」を実施し、児童・生徒一人ひとりに指導が行き届くようにするため、マイタウンティーチャーを配置します。

② 読書活動の充実

各学校の読書活動と図書館利用が一層活発になるよう、引き続き図書館資料の充実を図るとともに学校図書館司書補助員を配置します。また、吉岡町図書館と連携した事業を実施します。

③ 福祉教育・環境教育の推進

社会福祉協議会や福祉施設、自治会などと連携し、ボランティア活動や福祉施設訪問・交流活動などの体験を通して、高齢者や障がいがある人への理解を深め、思いやりの心や共生のための方策を考えるなど、福祉教育を進めます。また、自然体験活動や環境美化や緑化活動に児童・生徒を積極的に参加させ、奉仕活動を大切にすることを学ばせるとともに、ごみの分別やリサイクルなどの身近な環境問題や地球規模での環境問題に関する理解を深め、限りある資源を大切に育てます

④ 国際理解教育・多文化共生教育の推進

外国語指導助手（ALT）を引き続き配置し、コミュニケーション能力の向上に資するとともに、小学校にも外国語指導助手を配置し、必修化された外国語活動のスムーズな実施を図り、国際理解や異文化理解を進めます。

⑤ 情報モラル教育の実施

情報化社会に対応するため、児童・生徒にコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報取得手段を習得させ、適切に活用できる教育を進めます。また、情報モラル教育の徹底を図るとともに、保護者などへの啓発活動を実施します

⑥ 特別支援教育の充実

障がいがある子どもに対して、幼児期から義務教育修了まで一貫した支援ができるよう、個別の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行い、保育所・認定こども園・小中学校・関係行政機関との連携会議を開催します。また、特別支援学級に介助を担当する学級補助員を配置します。

⑦ 進路指導の充実

生徒が自らの将来を考え、適切な進路選択ができるよう職業体験の充実など「キャリア教育」の推進を図ります。

⑧ 郷土学習の充実

学校・家庭・地域社会の連携のもと、郷土の自然・歴史・文化・産業・地域活動などを学習する体験活動の充実を図ります。また、初めて社会科を学習する小学校3年生に郷土学習のための副読本を作成・配布します。

⑨ 吉岡町教育研究所活動の推進

教職員の資質向上を図り、学力向上のための授業改善の研究や教育相談の理論と技法の修得などを進めるとともに、時宜に応じた課題について町立小中学校教職員の全体研修会などを実施します。

⑩ 地域に開かれた学校づくり

学校公開や学校施設の開放などを通じて、学校と家庭・地域社会の連携を進め、ま

た、PTA活動の活性化を図るとともに、保護者の学習機会や教育相談などを充実します。

⑪ 適応指導教室運営

登校できない児童生徒に対するきめ細かな指導を実施します。

⑫ 文化・運動部活動支援

全国大会等出場補助を行い保護者の負担を軽減します。

⑬ 就学援助等の充実

幼稚園就園奨励費、要保護・準要保護児童生徒就学援助費、特別支援学級就学援助費、特別支援学校就学援助費などの制度により該当する保護者の経済的負担を軽減します。

(3) 豊かな心と健やかな身体を培う教育の推進

① 基本的な生活習慣の確立

学校・家庭・地域社会と連携して、早寝早起き朝ごはんなど基本的な生活習慣の確立を図り、学校保健充実のための条件整備と学校給食を通しての食育教育の充実を進めます。

② 豊かな心と規範意識を身に付けた児童・生徒の育成

道徳の時間をはじめ各教科の授業や特別活動など全ての教育活動を通じて、思いやりのある心・感動する心を持ち、物事を自ら正しく判断・行動することのできる児童・生徒の育成をめざします。特に、児童・生徒が人権尊重の精神を身に付け、暴力などの非行やいじめを起こさない学校づくりに努めます。

③ 食育教育の推進

吉岡町食育推進計画をふまえ、学校給食センターと学校・関係機関の連携を図り、児童・生徒及び保護者に対する啓発活動など食育教育を推進します。学校給食センターでは、衛生管理の徹底と安全・安心な食材・地場産食材の使用（地産地消）などに努め、美味しい給食を提供します。

④ 安全教育の推進

登下校時をはじめ生活のあらゆる場面で、自分の安全は自分で守るという意識を深め、必要な知識と技術を身につけられるよう、交通安全・防犯・防災教育の充実に努めます。また、児童生徒を見守り、安全を確保する地域ボランティア活動や安全協力の家の依頼など、地域との協力を図ります。

《住民活動》

[1] 保護者の取組

ア 家庭教育の充実

早寝早起き朝ごはんなどの基本的な生活習慣を確立させ、健康的な生活を身に付けさせるとともに、家事などの手伝いなどにより家族の一員としての役割意識をもたせるなど、家庭教育の充実を図ります。

イ PTA活動や学校ボランティア活動への参加

P T A活動や学校ボランティア活動に積極的に参加するなど、学校の諸活動に協力するとともに、学校との意思疎通を深め、子どもの教育に生かします。

## 〔2〕 町民の取組

### ア 学校ボランティア活動への参加

児童・生徒の体験活動の充実に向けて、地域学習やスポーツ指導、読書活動等の学校の特別活動や部活動などに協力します。

### イ 安全な地域づくり

児童・生徒の登下校時の交通事故防止や安全確保のためのボランティア活動、遊び場の見守りなどに積極的に参加し、地域の子どもは地域で育てるとの考えを根付かせます。

## 3 青少年活動

### 《現況と課題》

子どもたちの自由時間の減少や地域社会の連帯感の希薄化が進み、子ども達が地域で遊び、様々なことを体験する機会が減るとともに、生活圏の広域化や職業・ライフスタイルの多様化などにより、青年の地域離れが進んでいます。

本町では、子ども会（37 団体 1,372 人）やスポーツ少年団（12 団体 339 人）、が活動しているほか、自治会によっては青少年健全育成会が組織され、それぞれ地域に根ざした活動を行っています。

今後は、子どもたちの遊びを通じた交流や体験学習、世代間交流、ボランティア活動、スポーツ活動などを地域ぐるみで応援するとともに、青年のまちづくりやボランティア活動への参加促進、交流機会の充実などが課題です。

### 《基本目標》

青少年が町への関心と誇りを持ち、遊びやスポーツ、様々な体験活動を通して、将来の家庭や職場、まちづくりを担えるよう、家庭・地域・行政が連携して青少年活動の活性化をめざします。

### 《主要施策》

#### （1） 青少年の自立支援

##### ① 少年活動

子ども会やスポーツ少年団などの集団遊びや野外活動、スポーツや文化活動、職場体験やボランティア体験、世代間交流活動など、自立へ向けた活動の支援を行います。

##### ② まちづくり活動などへの参加促進

町の各種委員会やまちづくり活動、ボランティア活動などへの青少年の参加を促進するとともに、自然体験活動、社会体験活動の実施によりリーダーの育成を図ります。

③ 青少年の交流の支援

スポーツ活動や文化活動など、青年の地域グループ活動への参加を促進するとともに、青少年の集まり、地域行事やイベント、サークル活動やボランティア活動など自主的な活動を応援します。

(2) 青少年健全育成の推進

① 家庭教育の支援

子どもの成長段階に応じた、家庭教育の学習機会や家庭教育の相談体制を充実します。

② 地域が支える健全教育

青少年健全育成会や自治会、青少年育成推進員、PTAによるあいさつ運動や声かけ運動、パトロール活動などを支援します。

③ 環境浄化の推進

家庭・学校・地域の連携を図り、青少年の健全な育成に悪影響を与える違法広告や有害図書などを取り除く活動を推進します。

④ 非行防止活動の推進

青少年への相談体制の充実を図るとともに、家庭・学校・地域・関係機関や団体との連携を図り、青少年の非行の未然防止に努めます。

《住民活動》

[1] 青少年の取組

ア 地域活動の推進

趣味・スポーツなどの地域クラブ・サークル活動や学習活動、様々なイベントなど、青少年の自主的な活動機会を増やします。

[2] 町民の取組

ア 家庭教育の充実

礼儀作法や家庭行事、遊びや仕事、生活の体験、祭り等の地域活動やボランティア活動への参加など、家庭で青少年の自立へ向けた教育を進めます。

イ 居場所づくりや体験活動の推進

公共施設などを活用し、子どもの居場所づくりを進めるとともに、子どもたちの自然体験や職業体験、ボランティア体験、スポーツや祭り、子ども会活動、地域行事などの場と機会の充実を図ります。

ウ 健全育成の推進

青少年健全育成会や自治会、青少年育成推進員、PTAなどが連携し、健全環境の整備や非行防止に取り組みます。

### 《数値目標》

| 項目          | 単位 | 現況値<br>(平成27年度) | 目標値<br>(平成33年度) |
|-------------|----|-----------------|-----------------|
| 子ども会 会員数    | 人  | 1,372           | 1,500           |
| スポーツ少年団の種目数 | 種目 | 12              | 14              |
| スポーツ少年団の団員数 | 人  | 339             | 420             |

## 4 生涯学習・社会教育

### 《現況と課題》

社会の成熟化が進み、心の豊かさや生活の質の向上が求められる一方で、若者の雇用の不安定化や地域社会の人間関係の希薄化、生活圏の広域化と職業・ライフスタイルの多様化など、生涯学習・社会教育を取り巻く状況は大きく変わってきています。

本町の生涯学習・社会教育は、公民館と文化センター、図書館を拠点として、各種講座・教室やグループ活動、芸術鑑賞、発表会などを実施してきました。

今後は、町民の多様なニーズに対応した生涯学習・社会教育の講座や教室の充実・拡大とともに、参加しやすい条件を整えることや、学習活動とまちづくり活動との連携を推進します。

### 《基本目標》

町民の多様な学習ニーズを把握しニーズに応じた学習機会の提供に努めるとともに、学習の成果が地域社会で生かされる方策を工夫します。また、様々な自主活動グループの育成と社会生活やまちづくり活動に役立つ学習講座の開設や図書館資料の充実と活用を更にめざします。

### 《主要施策》

#### (1) 地域社会の変化に対応する生涯学習・社会教育の推進

##### ① 住民参加の学習講座の開設

地域住民の自主的学習活動として、地域人材の知識や技術を生かした講座を開設して、地域住民の受講を募り、教えることや学ぶことを通して、生きがいづくりを推進し、併せて学習機会の拡充と人材の育成活用を図ります。

##### ② 子どもに関わる学習講座の開設

交通網の整備などによる町の人口増加にともない、子育て世代の増加が多く、育児に関する学習機会や幼児・児童向けの学習機会の提供が求められています。このため、少年教室の開設や地域人材を講師にしての子ども講座などを実施し、また、保健センターと連携しての家庭教育講座などを実施します。

##### ③ 成人向け講座の開設

情報化や高齢化などの社会の変化を背景とした住民ニーズに応える講座として、関

係行政機関との連携を図りながら、教養や健康増進に関する講座を開設し、また、パソコン教室、災害対策、環境問題、食育推進などの時宜に即した教室・講座を実施します。

④ 町民の学習活動を支援する図書館サービスの充実

多様化する町民の学習活動を支援するため、住民ニーズを的確に把握し、図書館資料の充実を図るとともに、レファレンスサービスや利用者に応じた図書館サービスに努め、読書の普及と図書館利用者の拡大を図ります。また、吉岡町子ども読書活動推進計画に基づき推進を図ります。

⑤ 文化センターの活用推進

文化センターは、芸術文化に関する住民ニーズに応じた芸術鑑賞ができる場であり、文化協会をはじめ各種文化サークルが活動の成果を発表する場です。文化センター自主事業や貸館などにより、広域的な芸術・文化活動の普及を図るとともに、利用者が快適に利用できるよう努めます。

(2) 生涯学習推進体制の整備

① 文化センター施設・設備の改修・改善

文化センターは、施設・設備の老朽化が進む中、施設利用者の増加により建物内の各施設や付帯施設などが頻繁に使用されていることから、修繕や改善を必要とする箇所が年々増加しており、計画的に修繕や交換を進めます。

② 魅力的な企画と広報の充実

子どもから高齢者まで各年代を対象にした魅力ある講座や教室などを企画し、生涯学習の年間プログラムを作成して広報「よしおか」や掲示板、パンフレット、町ホームページなどで広報を行い、参加を促進します。

③ 自主的な学習グループの育成

生涯学習講座・教室・講演会などの参加者をもとに、自主的な学習グループの育成を図り、一定期間後は自主的活動への移行を促進します。

④ 出前講座などの充実

関係各課や文化・スポーツ団体などの指導者と連携し、自治会や学校などへの出前講座を充実し、生涯学習活動の裾野を広げます。

⑤ 図書館活動の充実

図書館の充実を図るとともに、学校図書室や県立図書館、周辺市町村の図書館と連携した図書貸し出しサービスを行い、図書館ボランティアの協力による読み聞かせなどの図書館活動の充実を図ります。

⑥ 障がい者や高齢者、子育て世代の学習活動の支援

生涯学習ボランティアの協力をえて、障がい者や高齢者、子育て中の保護者の学習活動への参加を支援します。

⑦ 生涯学習ネットワークの整備・活用

図書館や文化センター・公民館など、町内外の生涯学習関連施設のネットワーク化を図り、施設の相互活用やPRの充実に努めます。

### (3) 人権教育の推進

#### ① 人権教育に関する調査・研究の推進

町民一人ひとりが、人権尊重の理念を正しく認識し、自身の課題として家庭教育、社会教育、学校教育の場面で積極的に取組むよう、引き続き吉岡町人権教育推進協議会を設置し、人権教育の基本的事項について調査・研究・協議を行い、明るい町づくりに努めます。

#### ② 人権教育啓発資料の作成と学習機会の提供

社会教育と学校教育の連携のもと、町民の人権意識・人権感覚の高揚をめざして、児童・生徒や町民に対する人権啓発資料を作成するとともに、意見発表や学習できる機会を設け、人権尊重の精神の一層の普及を図ります。

### 《住民活動》

#### [1] 町民の取組

##### ア 生涯学習活動の推進

生涯学習に参加するとともに、自主的な地域クラブ・サークル活動やまちづくり活動グループに移行し、学習内容の活用を図ります。

##### イ 生涯学習ボランティア活動の推進

趣味や専門知識・技術などを活かし、子どもの体験活動や図書館活動、生涯学習講師、イベントの企画や実行など、生涯学習ボランティアとして活躍します。

### 《数値目標》

| 項目                  | 単位   | 現況値<br>(平成27年度) | 目標値<br>(平成33年度) |
|---------------------|------|-----------------|-----------------|
| 講座・教室数              | 講座／年 | 47              | 50              |
| 講座・教室参加者数           | 人／年  | 989             | 1,000           |
| 文化センター利用者数          | 人／年  | 69,119          | 75,000          |
| 図書館の利用者数            | 人／年  | 90,116          | 100,000         |
| 町民1人あたりの図書館の本の貸し出し数 | 冊／人  | 9.3             | 9.7             |

## 5 文化・スポーツ

### 《現況と課題》

町に住む誇りを持ち、町の魅力をアピールするためには、祖先が残した伝統文化を大切にするとともに、地域に根ざした芸術・文化活動と情報発信が求められます。また、健康づくりや体力の向上、ストレス解消などのためには、スポーツに親しむ習慣の確立

が重要です。

本町には、日本で最も確実な八角墳とされる三津屋古墳が復元・公開されているほか、南下古墳群が公園化されています。野田宿本陣や大久保宿養蚕農家群などの重要な建造物や富岡製糸場関連絹遺産群などの遺産もあります。また、文化センターや公民館においては、各種創作・研究活動や芸術文化の鑑賞・発表などが行われています。

スポーツは、社会体育館等の運動施設を利用して、体育協会やスポーツ少年団を中心に、各種スポーツ活動が行われています。

今後は、町民が芸術・文化に触れ、創作・研究活動に親しむ機会の充実を図ることが課題です。また、健康づくりに向けて、競技スポーツの支援や初心者向けのスポーツ教室やイベントの充実などが課題です。

#### 《基本目標》

町の歴史・伝統文化の保全と活用を図るとともに、町民が生涯を通じて気軽に文化・芸術やスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、交流し、健康増進や体力の向上ができるよう、文化・スポーツ活動の活発なまちづくりを進めます。

#### 《主要施策》

##### (1) 伝統文化の保護と活用

###### ① 文化財の保護

先人が残した本町の古墳や城址、歴史的な建築物などの各種文化財、伝統行事や生活文化などの調査・研究・発掘を行うとともに、文化財事務所で整理・保存・展示を行います。

###### ② 文化財の活用

学校教育や生涯学習、観光での活用に向けて、案内板の充実やパンフレットなどの発行により、文化財の活用を図ります。

##### (2) 芸術・文化の振興

###### ① 鑑賞機会の充実

住民が身近に芸術・文化に親しむ拠点として、文化センターや公民館などの維持・管理と運営を図るとともに、文化協会やボランティアなどと連携し、音楽や芸術作品などの鑑賞機会を提供します。

###### ② 芸術・文化活動の支援

文化・芸術のクラブ・サークルや町民の創作活動に対し、活動・発表の場や機会を提供し、また町民への情報提供を支援します。

##### (3) 生涯スポーツの振興

###### ① スポーツ・レクリエーション活動の推進

各種競技団体や総合型スポーツクラブ・スポーツ少年団、スポーツ推進委員会など、町民の自主的なスポーツ活動を支援するとともに、世代間交流、青年交流につながる

地域スポーツ・レクリエーション活動や、健康づくりに向けた体を動かす遊びやウォーキング、健康体操、ラジオ体操などの生涯スポーツの普及を図ります。

② スポーツ施設の整備・維持管理

町民のニーズに対応したスポーツ活動ができるようスポーツ施設の有効活用と管理・運営の効率化を図ります。また利用手続きの簡素化、施設や設備の効率的な維持・更新を図ります。

《住民活動》

[1] 町民の取組

ア 文化財と伝統文化の保護と活用

文化財の調査・研究・保存や郷土芸能の保存・伝承などの活動を通し、郷土の歴史・文化への理解を深めます。

イ 芸術・文化活動の推進

子どもから高齢者まで、優れた芸術・文化にふれ、創作活動に参加するとともに、その成果を多くの人々に発表し、心豊かなまちづくりを進めます。

ウ スポーツ・レクリエーション活動の推進

体を動かす遊びやスポーツのクラブ・サークル活動を楽しみ、スポーツ・レクリエーション活動を日常的に行います。また、各種スポーツ施設の管理・運営に協力します。

《数値目標》

| 項目             | 単位  | 現況値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 33 年度) |
|----------------|-----|-------------------|-------------------|
| 芸術・文化団体        | 団体  | 101               | 105               |
| 文化・芸術ボランティアガイド | 人   | 0                 | 3                 |
| 体育協会の種目数       | 種目  | 23                | 26                |
| スポーツ施設延利用者数    | 人／年 | 206,507           | 240,000           |

VI. 点検評価

この計画を効果的かつ着実に実施するために、取り組みの達成目標を踏まえて、事業の効果や課題等を1年ごとに点検・評価し、その結果を「教育に関する事務の点検・評価報告書」として毎年公表していきます。

## 資料編

### I. 吉岡町立小中学校の概要

#### 2 児童生徒数（平成28年5月1日現在）

| 学校名   | 1年  | 2年  | 3年  | 4年  | 5年  | 6年  | 支援 | 1年  | 2年  | 3年  | 支援 | 合計    |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|----|-------|
| 明治小学校 | 116 | 88  | 113 | 83  | 96  | 79  | 9  |     |     |     |    | 584   |
| 駒寄小学校 | 148 | 123 | 136 | 131 | 120 | 139 | 10 |     |     |     |    | 807   |
| 小学校計  | 264 | 211 | 249 | 214 | 216 | 218 | 19 |     |     |     |    | 1,391 |
| 吉岡中学校 |     |     |     |     |     |     |    | 223 | 238 | 212 | 15 | 688   |
| 合計    | 264 | 211 | 249 | 214 | 216 | 218 | 19 | 223 | 238 | 212 | 15 | 2,079 |

#### 3 学級数（実学級数）

| 学校名   | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 支援 | 1年 | 2年 | 3年 | 支援 | 合計 |
|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 明治小学校 | 4  | 3  | 4  | 3  | 3  | 2  | 2  |    |    |    |    | 21 |
| 駒寄小学校 | 5  | 5  | 4  | 4  | 3  | 4  | 2  |    |    |    |    | 27 |
| 小学校計  | 9  | 8  | 8  | 7  | 6  | 6  | 4  |    |    |    |    | 48 |
| 吉岡中学校 |    |    |    |    |    |    |    | 7  | 6  | 6  | 3  | 22 |
| 合計    | 9  | 8  | 8  | 7  | 6  | 6  | 4  | 7  | 6  | 6  | 3  | 70 |

#### 4 県費負担教職員

| 学校名   | 校長 | 教頭 | 教諭 | 養護 | 栄養 | 事務 | 計   |
|-------|----|----|----|----|----|----|-----|
| 明治小学校 | 1  | 1  | 25 | 1  | 1  | 1  | 30  |
| 駒寄小学校 | 1  | 1  | 33 | 2  | 1  | 1  | 39  |
| 小学校計  | 2  | 2  | 58 | 3  | 2  | 2  | 69  |
| 吉岡中学校 | 1  | 1  | 39 | 1  | 1  | 2  | 45  |
| 合計    | 3  | 3  | 97 | 4  | 3  | 4  | 114 |

#### 5 町費職員・県費非常勤職員等

- (1) 学校医各校3（内科・耳鼻科・眼科）学校歯科医各校1 学校薬剤師各校1
- (2) 県費非常勤講師…3（初任研）、スクールカウンセラー…2（吉岡中1、明治小・駒寄小1）
- (3) 健康相談医…各校1
- (4) 町費職員（学校教育室）…①公仕2（吉岡中1、駒寄小1）②英語指導助手2…吉岡中1、明治小・駒寄小1
- (5) 町費非常勤職員 ①小学校マイタウンティーチャー6（各小学校2：少人数・英語、駒寄小通級補助1・カウンセリング1）②学校図書館補助員 各校1 ③学校事務補助1（駒寄小1）④学級補助員 9（吉岡中2、明治小4・駒寄小3）⑤適応指導教室専門指導員…1 ⑥検診補助員…1（明治小・吉岡中兼務）

⑦公仕…4（吉岡中1、明治小2、駒寄小1）⑧通学バス運転手…2（明治小2）

## 6 学校教育目標

○明治小…心豊かで、自ら学び、主体的実践力のあるたくましい子どもを育成する。

\* 具体目標「思いやりのある子、進んで学ぶ子、たくましい子」

目指す学校像「潤いと活力と楽しさのある学校」

○駒寄小…豊かな心を持ち、自ら学び、たくましく生きる児童の育成

\* 具体目標「①やさしい子 ②よく考える子 ③たくましい子」

目指す学校像「楽しい学校 活気ある学校 きれいな学校」

○吉岡中…心身の健康、主体的・創造的な学び、責任ある行動、他を思いやり郷土を愛する心、これらを通して育まれる知性と社会性を身に付けた人間性豊かな生徒を育成する。

\* 目指す生徒像「目標に向かって、工夫・改善を加えながら、計画的に努力する生徒」

## II. 吉岡町学校給食センターの概要

・敷地面積1, 872㎡・建物構造：鉄骨造一部2階建

（1F663㎡、2F126㎡、計789㎡）

・給食設備…ドライシステム ・給食能力…3, 000食

・給食指導…給食日より、栄養指導ほか

・給食費（小学生）月3, 640円（中学生）月4, 100円

## III. 吉岡町文化センターの概要

①ホール1, 616㎡（ホワイエ・舞台・楽屋）508席・親子8席・車椅子席4席

ホール使用料（入場料無しの場合）午前9千円、午後1万2千円、夜間1万2千円、全日3万3千円

②リハーサル室 108㎡ 約40人

③工芸実習室 112㎡約40人

④研修室188㎡ 約100人

⑤和室131㎡ 約70人

⑥視聴覚室135㎡ 56席

⑦図書館 646㎡ <蔵書80, 881冊、AV資料6, 025点（平成28年3月末現在）>

⑧児童学習室 43㎡

⑨エントランスホール 273㎡

⑩展示ギャラリー（1・2F）113㎡

⑪共有スペース 636㎡（廊下・階段・トイレ等）

⑫教委事務局（教育長・局長・学校教育室）202㎡

⑬教委事務局（生涯学習室）127㎡

- ⑭駐車場280台 ⑮駐輪場27台  
 ⑯ふれあい公園 5,200㎡ (芝生広場・屋外ステージ・八角四阿)

#### IV. 吉岡町社会体育施設一覧

| 施設名称             | 設 立<br>年・月                | 所在地           | 敷地面積㎡<br>(建物面積) | 構 造<br>(室数)          | 利 用 目 的                            | 使 用 料 金<br>(町内登録団体)   |
|------------------|---------------------------|---------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|---|
| 町民<br>グラウンド      | 昭53<br>4月                 | 漆原<br>949-1   | 10,600          | 便所 2<br>倉庫 1<br>夜間照明 | 陸上競技<br>野球、サッカー<br>ソフトボール<br>等     | 早朝～9時 200円<br>3時間毎に 500円<br>1日 2,000円<br>夜間照明 1,000円              |
| 駒寄地区児童<br>屋内体育施設 | 昭53<br>5月                 | 漆原<br>1016    | (895)           | 鉄骨                   | バレーボール<br>バスケットボ<br>ール 卓球          | 午前 800円<br>午後 1,000円<br>照明料 1,000円<br>1日 3,000円                   |
| 明治地区児童<br>屋内体育施設 | 昭55<br>3月                 | 北下<br>433     | (978)           | 一部RC                 | 卓球<br>バドミントン                       | 照明料 1,000円<br>1日 3,000円   |
| 緑地運動公園           | 平4<br>12月                 | 漆原<br>2106    | 24,170          | 便所 2                 | 野球<br>サッカー<br>ソフトボール               | 早朝～9時 200円<br>3時間毎に 500円<br>1日 2,000円                             |
| 町民<br>テニスコート     | 昭57<br>3月                 | 漆原<br>949-1   | 1,500           | 倉庫 2<br>夜間照明         | テニス<br>グレイコート<br>2面                | 夜間照明 1,000円<br>(町民テニスコート)   |
| 社会体育館            | 昭62<br>3月<br>平28年<br>3月改修 | 南下<br>1383-12 | (1,779)         | 鉄筋コン<br>クリート<br>1部鉄骨 | バレーボール<br>バスケットボ<br>ール 卓球<br>柔道 剣道 | アリーナ(午前、午後、夜間毎に<br>1,000円。 1日3,000円。<br>照明料2時間1,000円)<br>柔剣道場は1/2 |
| 弓道場              | 平元                        | 南下            | (220)           | 木造・鉄骨<br>平屋          | 弓道                                 | 午前・午後・夜間 500円<br>1日2000円 照明500円                                   |
| 八幡山公園            | 4月                        | 南下<br>1388-1  |                 |                      |                                    |   |
| グラウンド            | 平2                        | 南下            | 15,070          | 野球 サッカー 陸上 他         |                                    | 緑地運動公園、町民テニスコートに<br>同じ  |
| テニスコート           | 平元                        | 南下            | 2,134           | テニス (全天候型2面)         |                                    |   |

## V. 群馬県指定文化財

| No | 県指定年月日    | 名 称    | 指定区分 | 所 在 地      |
|----|-----------|--------|------|------------|
| 1  | 昭27・11・11 | 馬場重久の墓 | 史 跡  | 北下329-1    |
| 2  | 平 7・3・24  | 三津屋古墳  | 〃    | 大久保2037-1他 |

## VI. 吉岡町指定文化財

| No | 町指定年月日     | 名 称                        | 指定区分        | 所 在 地             |
|----|------------|----------------------------|-------------|-------------------|
| 1  | 昭57・12・21  | 桃井館（欄間）                    | 重要文化財       | 上野田435-2          |
| 2  | 〃          | 佐渡街道の道しるべ                  | 〃           | 大久保2338-7         |
| 3  | 〃          | 三国街道の一里塚                   | 史 跡         | 上野田365            |
| 4  | 昭63・2・22   | 三宮神社                       | 重要文化財       | 大久保1-1            |
| 5  | 昭63・3・23   | 船尾滝                        | 名 勝         | 上野田2842-1         |
| 6  | 平 5・9・1    | 滝沢古墳                       | 重要文化財       | 下野田599            |
| 7  | 〃          | 金剛寺の宝篋印塔                   | 史 跡         | 南下187             |
| 8  | 平12・11・22  | 華蔵寺獅子園書庫典籍                 | 重要文化財       | 下野田990            |
| 9  | 〃          | 華蔵寺第八世亮衍の墓                 | 史 跡         | 下野田1055-1         |
| 10 | 平13・10・22  | 下八幡宮の石祠                    | 重要文化財       | 南下848             |
| 11 | 〃          | 華蔵寺の石造弁財天                  | 〃           | 下野田990-1          |
| 12 | 平15・ 5・22  | 大藪獅子舞                      | 重要無形<br>文化財 | 南下429             |
| 13 | 〃          | 下八幡宮獅子舞                    |             | 南下848             |
| 14 | 〃          | 溝祭三宮神社獅子舞                  |             | 大久保1-1            |
| 15 | 平成23・11・29 | 三宮神社太々神楽三楽講                |             | 大久保1-1            |
| 16 | 平成22・3・24  | 南下古墳群（古墳6基）*A、B、C、D、E、F号古墳 | 史跡          | 南下1323-3<br>ほか13筆 |

## VII. 吉岡町教育関係機関・団体等

|  |  |
|--|--|
| <p>吉岡町社会教育委員<br/>社会教育法<br/>吉岡町社会教育委員設置条例</p>                         | <p>社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言。社会教育に関する諸計画の立案。教育委員会の諮問に応じ、意見を述べること。青少年教育に関する特定の事項について、関係者に助言・指導すること。</p> <p>&lt;各校長、各PTA代表、婦人会長、子育連会長、スポーツ推進委員会長、自治会代表、青少年育成推進員会長、議会文教厚生委員長&gt; 12名</p>  |
| <p>吉岡町青少年育成推進員連絡協議会<br/>群馬県青少年育成推進員設置運営要綱<br/>吉岡町青少年育成推進員連絡協議会規約</p> | <p>青少年健全育成、非行防止対策推進。定期夜間パトロール。少年の主張。3季青少年健全育成運動。夜間特別巡視（渋川地区市町村圏）。駅頭キャンペーン。屋外違法広告物撤去活動。健全育成標語看板。体験活動交流。</p> <p>&lt;町内各地域1～2名 計21名&gt;</p>   |
| <p>吉岡町青少年問題協議会<br/>地方青少年問題協議会法<br/>吉岡町青少年問題協議会条例</p>                 | <p>青少年健全育成（青少年に関する施策の連絡調整と効果的推進）。青少年の指導・育成・保護・矯正に関する総合的施策樹立について必要事項を調査審議。関係行政機関相互の連絡調整、等。</p> <p>&lt;議会議員、副町長、教育委員、自治会代表、民生委員・児童委員代表、小中学校長、保護司、社会福祉協議会長、学識経験者 12名&gt;</p>  |
| <p>吉岡町青少年健全育成会<br/>吉岡町青少年健全育成会会則</p>                                 | <p>町青少年健全育成会定期大会。青少年健全育成と関係団体の連絡提携（町内各地域青少年健全育成会相互の連携、関係教育機関及び団体との連携・協力）。夏祭り、花いっぱい運動、地域伝承芸能、映画界・講演会、文化・体育活動。</p> <p>&lt;役員&gt;会長：自治会連合会長、副会長：吉岡中学校長、青少年育成推進員会長 防犯委員長<br/>&lt;組織&gt;自治会長、各中学校長・生徒指導主任 青少年育成推進員正副会長 子育連会長、各PTA会長 教育長 教委事務局長 生涯学習室長</p> <p>&lt;大会&gt; 自治会地区代表、議会議員、教育委員、社会教育委員、青少年育成推進員 民生児童委員、少年警察協働委員、保護司、婦人会、更正保護女性会、防犯委員、老人クラブ正副会長、交通安全会正副会長、交通指導隊正副会長、文化協会、スポーツ推進委員、体育協会、スポーツ少年団</p> <p>&lt;顧問&gt; 町長 議長 文教厚生委員長</p> |
| <p>吉岡町人権教育推進協議会<br/>吉岡町人権教育推進協議会規約</p>                               | <p>吉岡町人権教育の振興（人権教育の基本的事項に関する調査・研究・協議）。幼児・学校教育部会の開催、人権教育・児童生徒意見発表会の開催、県内視察研修会、人権作文集の発刊</p> <p>&lt;議会文教厚生委員、教育委員、人権連吉岡支部、自治会長連合会、婦人会、各校人権教育担当、各校PTA、各保育園・幼稚園、子育連、青少年育成推進員、文化協会、体育協会、商工会、各JA支所、選挙管理委員会、保護司会、人権擁護委員、民生・児童委員、社会福</p>  |

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
|                                    | 社協議会、老人クラブ連合会、ボランティア協会、身体障害者自立更正会>   |
| 吉岡町文化協会<br>吉岡町文化協会会則               | 町内無形文化財保存・文化団体育成と連携・地域芸術文化関係行事開催、<br>町民文化祭（芸能発表会、伝統芸能発表会、歌謡祭、舞踊発表会、吟剣詩舞道大会、加盟団体作品展覧会、菊花展、盆栽展、囲碁将棋大会、吉岡郷土かるた大会、幼児・児童・生徒作品展覧会）、万葉歌碑建立場所清掃、文化協会だより発行、研修会。<br>＜文学6・美術19・音楽18・芸能23・郷土芸能13・ダンス7・文化一般15 計101団体1,370人（平成28年3月31日現在）＞<br>本部役員：会長、副会長2、書記2、会計2、監事2 常任理事13 理事79<br>顧問：町長、議長、文教厚生委員長、自治会連合会会長、教育委員長、教育長<br>歴代会長。 参与：議会議員、自治会長、教育委員 |
| 吉岡町婦人会<br>吉岡町婦人会会則                 | 家庭生活・社会生活に必要な能力を高め、日常生活の向上と地域社会の発展に努める。県民踊大会、各種納涼祭、敬老福祉大会、よしおかふるさと祭り、町民文化祭、薫英荘運動会、明治小学校収穫祭等協力、踊り指導。手芸教室、文化センター周辺除草等。<br>＜本部役員：会長、副会長2、書記1、会計2、監事2、顧問1<br>＜支部＞上野田、下野田、北下、南下、陣場、溝祭、寺上、寺下、漆原＞<br>*民謡部・手芸部→昨年度から全会員の婦人会活動とし、年間事業に位置付けている。  |
| 吉岡町子ども会育成連絡協議会<br>吉岡町子ども会育成連絡協議会会則 | 子ども会活動の育成指導・援助、子ども会活動育成計画策定と推進、子ども会指導者・リーダー養成及び研修、子ども会行事の実施、単位子ども会育成会及び関係団体との連携と交流、子ども会活動の広報・調査研究。ドッジビー会、同審判講習会、吉岡町青少年健全育成大会、上毛かるた大会、サケの稚魚放流。<br>＜役員＞ 会長、副会長3、書記2、会計2、監事2、委員7、顧問1<br>＜明治小校区＞ 小倉2、上野田5、上野原1、下野田4、北下4、南下3、陣場1<br>＜駒寄小校区＞ 大久保寺下2 大久保寺上6、溝祭2、駒寄2、漆原西3、漆原東2   |
| 吉岡町連合PTA<br>吉岡町連合PTA規約             | 三校PTA協力による児童・生徒の健全育成。少年の主張北群馬郡大会応援、親善球技大会（町内PTA交流、郡内PTA交流）、単位PTA会長情報交換会、教育講演会、防犯活動及び児童生徒の安全確保（単位PTAパトロール・通学路安全点検、子ども安全協力の家委嘱）  |
| 明治小学校PTA<br>駒寄小学校PTA<br>吉岡中学校PTA   | 保護者と教職員の協力による教育諸活動と子どもの福祉の向上。<br>＜役員＞会長、副会長2～4名、書記2～3名、会計2～3名、監事・会計監査若干名<br>成人教育部長、広報部長、校外指導部長、保健体育部長、学年部長、施設部長 等  |

|  |  |
|--|--|
| <p>吉岡町スポーツ推進委員</p> <p>スポーツ基本法<br/>吉岡町スポーツ推進委員に関する規則</p>  | <p>町民スポーツの振興。実技指導、町民スポーツ活動促進組織の育成、学校・公民館等の教育機関その他行政機関の行う行事・事業についての指導、スポーツ団体・事業所その他の団体の行う行事・事業についての指導、町民一般のスポーツに関する理解を深めること。</p> <p>&lt;事業&gt;親子スポーツ教室、ミニバレー、スポレック。委員定数10名</p>  |
| <p>吉岡町体育協会</p> <p>吉岡町体育協会会則</p> <p>&lt;役員&gt;会長、副会長3、会計2、書記2、事務局長1、理事45、監事3</p> <p>&lt;理事&gt;スポーツ推進委員、専門部部長、各自治会代表者、教育委員及び町内小中学校長</p> <p>&lt;事務局長&gt;生涯学習室長</p> <p>&lt;事務局&gt;生涯学習室員</p> | <p>スポーツの普及と発展、町民体位の向上と健康の保持。講習会・交流会・教室等の開催及び支援、レクリエーション・軽スポーツの普及指導（地域巡回）、他スポーツ団体との連絡調整、体育功労者・競技優秀者の表彰。町民大会（各専門部）、町民ハイク、県民体育大会、体育協会表彰式 等。</p> <p>&lt;教室&gt;剣道、歩こう会初心者、登山、ソフトテニス、テニス、弓道、バトミントン、卓球、インディアカ講習会、パドルテニス 等</p> <p>&lt;専門部&gt;野球連盟、柔道部、剣道部、弓道部、バレーボール部、家庭婦人バレーボール部、スキークラブ、ソフトテニス、バスケット部、陸上競技部、サッカー部、卓球部、バドミントン部、スポーツ少年団、パドルテニス部、ゴルフ部、テニス部、ソフトボール部、歩こう会、ケイマンゴルフ部、インディアカクラブ、グラウンドゴルフ部、総合スポーツクラブ</p> |
| <p>吉岡町スポーツ少年団</p> <p>吉岡町スポーツ少年団本部規約</p>  | <p>町内スポーツ少年団普及・育成・活動促進及び青少年スポーツ振興による青少年の健全育成。スポーツ少年団の育成指導と援助、スポーツ少年団育成計画の策定と推進、スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成、スポーツ少年団行事の実施、関係団体との連携と交流、スポーツ少年団の広報活動・調査研究の実施。</p> <p>&lt;事業&gt; 結団式、群馬県スポーツ少年団大会（各種目）等 &lt;加盟&gt; ミニバス、サッカー 野球 柔道 剣道 バレーボール 卓球 スキー 複合 バドミントン テニス 空手道 &lt;本部役員&gt; 本部長 副本部長 書記 会計 本部委員（各団長、各学校担当教員） 監事 事務局（生涯学習室）</p>   |
| <p>文化センター運営委員会兼公民館運営審議委員会</p> <p>吉岡町文化センターの設置及び管理に関する条例</p>  | <p>町民の生涯学習及び芸術文化活動を振興し、魅力ある地域社会の形成を図るため、文化センターの適正な運営を審議（教育長の諮問に応ずるとともに、教育長に意見を述べる）。適正な文化センター運営及び公民館事業の企画実施に関する調査審議</p> <p>&lt;委員&gt; 議員 芸術文化等に関する団体又は機関の代表 学校 代表 社会教育委員 学識経験者 10名以内</p>  |
| <p>吉岡町学校給食センター運営委員会</p> <p>吉岡町学校給食センター設置及び管理に関する条例</p>   | <p>学校給食センターの適正・円滑な運営のため教育委員会の諮問に応ずる。</p> <p>&lt;委員&gt; 議員 教育委員 各校長 各PTA代表 各学校給食担当職員 学校医 保健福祉事務所長又は学識経験者 &lt;役員&gt; 委員長（教育委員） 副委員長（校長）</p> <p>&lt;部会&gt; 献立部会 物資購入部会 管理部会</p>   |

